ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2014年7月

コミッティ活動

REGULATORY: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

7月1日、金融庁よりOTCデリバティブ取引の電子取引基盤制度と制度の利用義務に関する「金融商品取引法施行令の一部を改正する政府令等(案)」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」が公表された。最低資本金額、業務方法書の記載事項、取引記録の作成および保存、取引情報の公表と許可の取得義務など、電子取引基盤制度の運営者に対する様々な義務等が定められている。

ISDAのコメントでは、明確化を求めるものが中心であり、規則の対象となる取引範囲(パッケージ取引またはコンプレッションにより生じる新しい取引など)や取引情報の公表方法の明確化等が挙げられた。また、米国におけるSEFや欧州におけるMTFやOTFのような、外国での電子基盤制度の運営者の相互承認や適用除外など、国際間での調整ついても、意見を行った。

7月3日、金融庁が 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する「金融商品取引業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等」(案)および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)が公表し、意見を募集した。提出期限は2014年8月4日。

また、7月3日には、金融庁より、取引情報の保存・報告/清算集中義務の対象者の範囲を拡大する「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」も公表された。同じく、8月4日を期限として意見募集が行われた。

取引情報の保存と報告では、保険会社と、信託財産として経理される取引はOTCデリバティブ取引の想定元本額に関して、新たに届出をすることが義務付けられた。さらに保険会社は、2015年4月1日より取引情報の保存と報告義務の対象に加えられた。保険会社と前年度の店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計の月平均額が3,000億円以上の信託財産として経理される取引に関しては、2016年12月1日より清算集中義務の対象となる。

ACCOUNTING: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

7月16日、Japan Accounting Committeeのメンバーが会合を行い、Ernst & Young 会計事務所から、ヘッジのリバランス、ヘッジのコストの取り扱いなど、IFRS9一般ヘッジ会計を適用する際の実務上の課題について説明が行われた。また、新たなダイナミックヘッジのフレームワークについて、ポートフォリオ再評価モデルの考え方や日本企業の利用可能性を含む等に関する説明およびメンバー間でのディスカッションが行われた。

CREDIT DERIVATIVES: 担当 森田 (tmorita@isda.org) /洞口 (khoraguchi@isda.org)

<u>Japan Determinations Committee</u> アイフル株式会社

7月8日と9日の両日、ISDAはアイフル株式会社のリストラクチャリング・クレジット・イベントの可能性に関する決議決定とステートメントを公表した。(決定内容: http://dc.isda.org/cds/aiful-corporation-5/)

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Japan OTC Derivatives Working Group (日本語による会合)

tbc